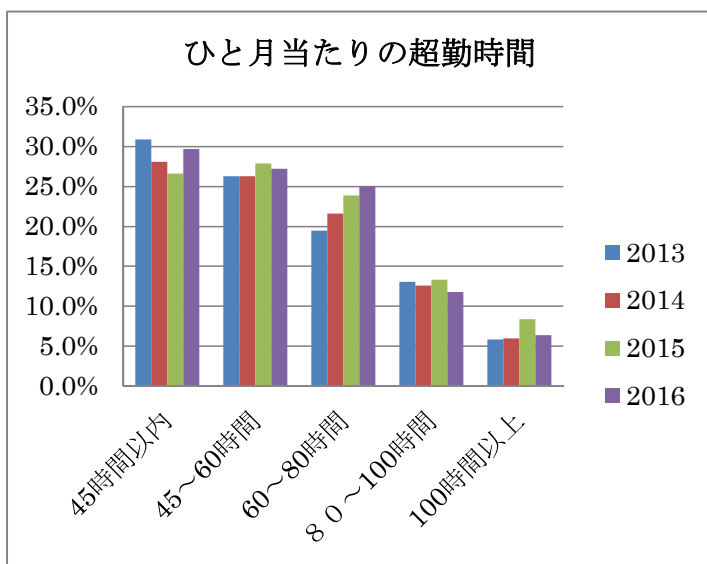


働きやすい職場づくりアンケートより

今年も約 7 割が超勤 45 時間以上！



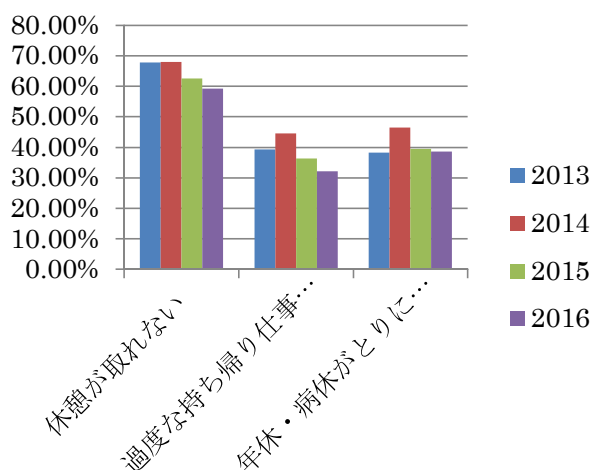
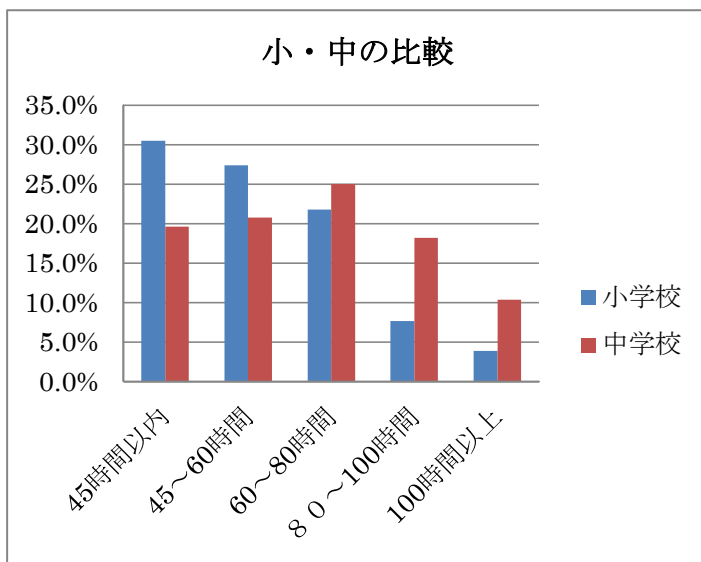
2016 熊本県教職員組合

民間では時間外労働を命ずる場合労使で協定を結ばなければなりません。いわゆる 36（サブロク）協定というものです。しかしその時間外労働にも限度があり 45 時間までと決められています。（時間外は割増賃金です）それを越えると労働者の健康被害が心配されるからです。しかし、学校現場はそれを越える人が 7 割もいます。民間であれば労基法違反状態が毎年続いているということになります。

中学校では約 3 割が 80 時間以上

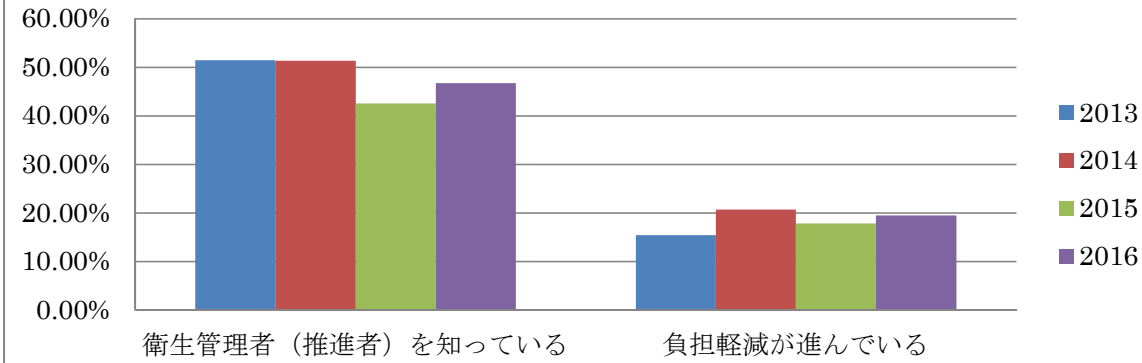


労働安全衛生法では 80 時間を越えると産業医による面接指導が必要とされています。学校の場合、本人の希望が前提にされているため面接を受ける人はごくわずかです。しかし、この状態が続けば命にかかわることも予想されます。命を削りながら働いているというのが私たちの現状です。この働き方がいつまで続くのかと思うと不安は増すばかりです。



左のグラフの勤務実態については少しずつではありますが数字的には改善傾向にあります。これまでの組合での取り組みが結果に表れてきています。しかし、持ち帰り仕事の減少はデータの持ち帰りを禁止されるなどして結局学校での残業が増えていることも考えられるので、今後も職場実態を把握していく必要があります。

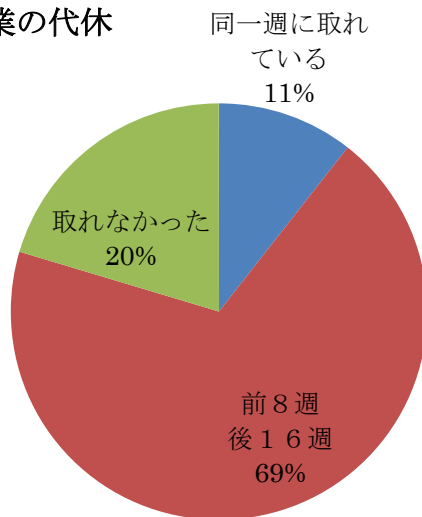
労働安全衛生と負担軽減



なかなか進まない職場の労働安全衛生と負担軽減

職場の衛生管理者（推進者）を知っている人が増えないということは学校での安全衛生の取り組みが広がっていないことのあらわれです。結果的に負担軽減を感じることができないことにつながっています。小中学校は労働安全衛生委員会の設置義務がない職員数 50 人以下の職場がほとんどです。地教委に総括労働安全衛生委員会を置いて（熊本市、人吉市、八代市は設置あり）服務監督権者である地教委が責任を持って労働安全衛生をすすめていくことが喫緊の課題です。熊教組でも各地教委に対してその設置を求めています。

土曜授業の代休



2 割もの方が代休の取れない土曜授業には問題があります！

県教委は土曜授業の振替えは原則同一週内としています。それができない場合、前 8 週後 16 週で振替えることにしています。しかし、学校によっては「代休は夏季休業中に」とはじめから指定される問題もアンケートに書かれていました。「子どもが学校に来ている中で休みはなかなか取りにくい」という声も多かったです。みなさんの声を交渉の場で伝えていきます。

アンケートのご協力ありがとうございました。

あなたも組合に加入して一緒に働きやすい職場づくりをしていきませんか？



- 加入する
- お試し加入する
- 組合について説明を聞いてみたい

お名前()

※お近くの組合員にお渡しください。